［検討資料］　有価証券の保有目的区分の変更について

1　検討範囲

IASB から 2008 年 10 月 13 日に公表された IAS 第 39 号「金融商品:認識と測定」及び IFRS 第７号「金融商品：開示」を改正する「金融資産の振替」（改正 IAS）に照らして、我が国での取扱いを検討する。

2　論点

(1) 現行の会計基準等における取扱い

振替前＼振替後	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的有価証券[1]	【論点 1】一定の場合、可 （実務指針 85 項）	【論点 2】不可 （実務指針 82 項）
その他有価証券	N/A	【論点 3】不可（実務指針 82 項）

（注）改正 IAS での取扱い（参照項は改正 IAS の該当項を指す）

振替前＼振替後		売却可能	満期保有目的/貸付金及び債権
売買目的（当期純利益を通じて公正価値で測定する分類）		（改正前）不可 （改正後）稀な状況において可（50B 項）	（改正前）不可 （改正後）稀な状況において可（50B 項）
売却可能			
	貸付金及び債権	N/A	（改正前）不可 （改正後）一定の場合に可（50E 項）
	債券	N/A	一定の場合に可（54 項(a)）

(*)改正 IAS の適用は、2008 年７月１日から

[1] これには、金銭債権等の金融資産のうち、トレーディング目的で保有するもの（売買目的有価証券に準じて取り扱うもの（金融商品実務指針第269項））も含まれる。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) 論点についての検討

【論点 1】売買目的有価証券からその他有価証券への振替

85．売買目的有価証券への分類はその取得当初の意図に基づいて行われるものであるから、取得後におけるその他有価証券への振替は認められない。ただし、資金運用方針の変更又は法令若しくは基準等の改正若しくは適用に伴い、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券をその他有価証券に振り替えることができる。この場合、振替時の時価をもって振り替え、評価差額は損益計算書に計上する。

280．保有目的区分が変更されるケースとして、第80項では四つの場合を挙げているが、具体的には、次のような状況が考えられる。

(1) 資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合

企業環境等の外部要因や経営者の交替などに伴って、例えば、有価証券の短期的な売買（以下「トレーディング取引」という。）を開始することとした場合に、自己の保有するその他有価証券の一部を売買目的有価証券へ振り替えることが想定される。逆に、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券がその他有価証券に振り替えられる。ただし、売買目的有価証券の一部の銘柄のみを他の保有目的区分へ振り替えることは認められない。

（案 1）修正しない

・実務指針では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している（281 項）。

・実務指針では、会社の資金運用方針等に基づき、同一銘柄の有価証券を異なる保有目的区分で保有することも認められる（59 項）としているため、その一部だけ振り替えることができるとすると恣意性は避けられない。

（案 2）稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する

・実務指針では、有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である（59 項）としている。

・特に、想定し得なかった市場環境の著しい変化により流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を売却することが極めて困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにしたときには、国際的な会計基準と同様に、例外的に認めてもよいのではないか。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

・振替の恣意性が避けられないのではないかという懸念に対しては、当該会計処理に関する注記を十分に行うことなどによって対応できるのではないか。

⇒（案２の取扱いに基づく会計処理）

この保有目的区分への変更においては、金融商品実務指針第 283 項に従って、振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上することになる。また、振替後のその他有価証券は、それ以外のその他有価証券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

【論点 2】売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替

（売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への振替）

82. 満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。

（保有目的の変更が禁止される場合）

281. 本報告では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、第80項に示すとおり、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。このため、例えば、売却可能性が否定できなかったためその他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできないものとした。

（A 案）修正しない

・実務指針では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している（281 項）。特に、満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない（82 項）。

（B 案）稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する

・実務指針では、有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である（59 項）としている。ここで売買目的有価証券は、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券であり、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有し、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われるものをいう（65 項）。しかし、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を売却することが極めて困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにし、かつ、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たすように区分処理するときには、国際的な会計基準と同様に、例外的に認めてもよいのではないか。

・振替の恣意性が避けられないのではないかという懸念に対しては、当該会計処理に関する注記を十分に行うことなどによって対応できるのではないか。

⇒（B 案の取扱いに基づく会計処理）

この保有目的区分への変更は、金融商品実務指針第 283 項に従って、振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上することになる。また、振替後の満期保有目的の債券は、他の満期保有目的の債券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

【論点 3】その他有価証券から満期保有目的の債券への振替

（売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への振替）

82. 満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。

（保有目的の変更が禁止される場合）

281. 本報告では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、第80項に示すとおり、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。このため、例えば、売却可能性が否定できなかったためその他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできないものとした。

（甲案）修正しない

・実務指針では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している（281 項）。特に、満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない（82 項）。

・その他有価証券（債券）は、売買目的有価証券と異なり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券ではなく、満期まで保有する可能性を含む債券である。このため、まず償却原価法を適用し、その上で、時価のある債券については、償却原価と時価との差額を評価差額（純資産の部）として処理し（74 項）、必要に応

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

じて減損処理する（91 項）ため、基本的に、満期保有目的の債券と損益計算への影響は同じであり、会計上、改めて保有目的区分の変更を認める必要性は乏しい。

（乙案）稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する

・実務指針では、有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である（59 項）としている。【論点 2】（B 案）と同様に、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を売却することが極めて困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たすように区分処理したときには、減損処理の場合を除き、その後の時価の変動を純資産の部に反映させないようにすることを例外的に認めてもよいのではないか。

・振替の恣意性が避けられないのではないかという懸念に対しては、当該会計処理に関する注記を十分に行うことなどによって対応できるのではないか。

・国際的な会計基準の取扱いに照らして、取得当初はその他有価証券に分類した債券であっても、その後、満期まで保有するという積極的な意思決定を行ったり、その能力があると認められたりしたことなどにより、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たすように区分処理したときには、稀な場合に限らず、その他有価証券から満期保有目的の債券へ振り替えることができることとすべきという意見もあり得る。しかし、今回の検討は、最近の金融市場における混乱を背景に、改正 IAS が公表されたことに関する緊急的な対応であることから、稀な場合以外の取扱いについては、今後の検討課題とすべきである。

⇒（乙案の取扱いに基づく会計処理）

この保有目的区分への変更は、金融商品実務指針第 283 項に従って、振替時の時価をもって振り替えるが、振替時に生じる評価差額は、その他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替えることになる。また、振替後の満期保有目的の債券は、他の満期保有目的の債券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

なお、満期保有目的の債券は、原則として金利変動リスクに関するヘッジ対象とすることはできない（金融商品実務指針第 161 項）ため、当該債券に関するヘッジ会計の適用を中止する（金融商品実務指針第 180 項）こととなる。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

【論点 4】仮に改正を行う場合の適用時期

（案イ）公表日後から

・公表日後からの適用が原則である。

・仮に遡って適用することとした場合、保有目的区分の変更の恣意性が懸念され、実際の適用における混乱とともに、（IASB の対応への反応を見れば）そのような取扱いを認めた会計基準設定主体への信頼性が損なわれる可能性がある。

（案ロ）公表日後から（ただし、一定期日後に見直す）

・（案イ）の理由に加えて、保有目的区分の変更を見直すのは、最近の金融市場における混乱を背景に認められる例外的な取扱いであるため、一定期間内に存続の要否を検討すべきである。

（案ハ）条件を満たす場合には、過去の一定の日（例えば、2008 年 10 月 1 日から）

・改正 IAS では、2008 年 7 月 1 日から適用するとされている。これは、同様の取扱いが既に認められている米国会計基準との対比において、第 3 四半期（暦年ベース）に適用できるようにという配慮であったと考えられる。このような改正 IAS の取扱いに鑑みれば、日本の場合、第 3 四半期（年度ベース）の期首である 2008 年 10 月 1 日からとすることが考えられるのではないか。

・しかしながら、遡って適用する際には、（改正 IAS でも示されているように）保有目的区分の変更の恣意性が懸念される。そのような遡った適用が肯定されるのは、経営管理上、事実の変化に即して既に保有目的区分の変更の意思決定を行っており、それを客観的に確保できるような場合のように、改正した金融商品会計基準及び金融商品実務指針が実態を反映する場合に限られる。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（まとめ）

振替後 振替前	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的有価証券	【論点 1】原則不可（実務指針 85 項） ⇩ （案 1）修正しない **（案 2）稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する**	【論点 2】不可（実務指針 82 項） ⇩ （A 案）修正しない **（B 案）稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する**
その他有価証券	N/A	【論点 3】不可（実務指針 82 項） ⇩ （甲案）修正しない **（乙案）稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する**

【論点 4】適用時期　（案イ）公表日後から

（案ロ）公表日後から（ただし、一定期日後に見直す）

（案ハ）条件を満たす場合には、過去の一定の日（例えば、2008 年 10 月 1 日から）

⇩

	【論点 1】	【論点 2】	【論点 3】	【論点 4】	公表物イメージ
組み合わせ①	案 1	A 案	甲案	N/A	減損延期の緊急対応時のようなものを示す
組み合わせ②	**案 2**	**B 案**	**乙案**	**案ロ**	**実務対応報告で、当面の取扱いを示す**
組み合わせ③	案 2	B 案	乙案	案イ 案ハ	適用指針で、実務指針の一部改正を示す

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。